

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「参与」を「政策参与 参与」に、「生活・産業技術研究部長」を「産業技術研究部長」に改める。

別表第二文化会館の項中「副館長 次長」を「副館長」に改め、同表橿原文化会館の項中「次長」を「総務課長」に改め、同表美術館の項中「副館長 館長代理」を「副館長」に改め、同表民俗博物館の項中「次長 総務課長」を「総務学芸課長」に改め、同表図書情報館の項中「副館長 司書監」を「副館長」に改め、同表森林技術センターの項の次に次のように加える。

フォレスター アカデミー	校長 総務企画課長
-----------------	-----------

別表第二しごとiセンターの項を削り、同表高等技術専門校の項中「校長 副校長」を「校長」に改め、同表産業会館の項の次に次のように加える。

しごとiセンター	所長
----------	----

別表第二外国人観光客交流館の項の次に次のように加える。

奈良まほろば館	館長 情報発信課長
---------	-----------

別表第二奈良春日野国際フォーラムの項の次に次のように加える。

北部農業振興 事務所	所長 次長 総務企画課長
---------------	--------------

別表第二土木事務所（宇陀土木事務所を除く。）の項中「（宇陀土木事務所を除く。）」を削り、同項中「庶務課長」を「庶務工事課長」に改め、同表宇陀土木事務所の項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。